

資料2 ERUPT

オランダの ERUPT においては、プロジェクトのバリデーション/ベリフィケーションを実施する独立機関について以下のように定めている。

- 独立機関は、オランダ認定協会(RvA)の EN45004 (ISO/IEC ガイド17020)または UNFCCC の CDM 理事会が CDM プロジェクトの OE 機関について定めるガイドラインにしたがって業務を遂行すること。

RvA は、JI プロジェクトのバリデーション/ベリフィケーションを実施する独立機関の認定のための基準として、“RvA Accreditation Scheme for the Validation and Verification of JI projects, RvA-T20, July 2002”を作成している。これは、RvA の一般的な認定基準である“Regulation For Accreditation, RvA-R2, March 15,2002”により補完されるものである。これらの文書に盛り込まれている項目は、基本的には、CDM 理事会の CDM-AP (DOE の認定パネル)により定められている DOE の認定に関する規定に盛り込まれている項目と同様である。

このように ERUPT においては、バリデーター/ベリファイヤーの業務について独自に規定を設けず、RvA や CDM 理事会などの外部のルールをリファーし、それらに準ずることを求めている。

ERUPR 独自の文書としては、“Operational Guidelines for Project Design Documents of Joint Implementation Projects, Volume 1: Introduction, A guide for project developers and validation/verification bodies, Version 2.1 (Ministry of Economic Affairs of the Netherlands) September 2002”がある。当該ガイドラインの目的は、①事業者が PDD を作成する際のガイドラインとなること、②プロジェクトのバリデーションおよびベリフィケーションを実施する独立機関が、客観的なベースで PDD を評価することを確実にするため、としているが、バリデーターおよびベリファイヤーに対する具体的なガイドラインは提供されていない。独立機関に対するガイドラインとしては、以下のような記載にとどまっている。

- バリデーションおよびベリフィケーションを実施する独立機関は、オランダ認定協会 (RvA)による「JI プロジェクトのバリデーション・ベリフィケーションのための認定ガイドライン」(“the Accreditation guidelines on the Application of EN45004 for the validation and verification of JI projects”)に従うこと。バリデーション・ベリフィケーション機関としての組織上の要求事項およびバリデーション・ベリフィケーション業務の遂行のための手続上の要求事項が提供されている。
- バリデーション、モニタリング、レポート、ベリフィケーションの際には以下の原則に従うこと。

comparability (比較可能性)

プロジェクトは、ベースライン排出量とプロジェクト排出量の算定では両者が比較可能でなければならない。また、同種のプロジェクトの排出量の算定とも比較可能でなければならない。比較可能性を保証することにより、バリデーターやベリファイヤーは“真実”の排出削減量を確認することができる。

consistency (一貫性)

モニタリングプランでは、同じキーファクターを使用してプロジェクト排出量を算定し、長期にわたり一貫したベースでプロジェクトのパフォーマンスを評価できるようにしなければならない。バリデーションやベリフィケーションの段階でできる限り一貫性を確保するために

は、ベースラインスタディで使った手法や測定値をモニタリングプランでも使わなければならない。

practicability(実用可能性)

プロジェクトのドキュメンテーション、実施、モニタリング、レポーティング、バリデーション、ベリフィケーションで使用するアプローチは、シンプルで有効性が実証されたものであり、かつ、機能的なものでなければならない。

reliability(信頼性)

プロジェクト活動からの排出削減量の推定には、現実的かつコンサバティブなベースラインが使用されなければならない。

transparency(透明性)

ベースラインの設定や排出削減量の推定に使われた仮定、計算、参考文献、手法は、独立機関による審査に耐えうよう明確に説明・記述されなければならない。

validity of baseline(ベースラインの妥当性)

標準化されたベースラインが確立されるまでは、そのベースラインがプロジェクトがなかったときにもっとも起こりうるシナリオであることが明確にされたときにのみ、そのベースラインの妥当性は保証される。

“RvA Accreditation Scheme for the Validation and Verification of JI projects, RvA-T20, July 2002”の章立ては、以下の通りである。

1. 序文
2. 略語
3. 認定審査の基準
4. 認定の範囲
5. 審査の手法
 5. 1. 1 書類審査
 5. 1. 2 オフィス審査
 5. 1. 3 ウィットネス審査
 5. 1. 4 サーベイランスと再審査
6. 審査のポイント
 6. 1 書類審査およびオフィス審査での審査のポイント
 6. 2 ウィットネス審査での審査のポイント
 6. 3 報告
 6. 4 サーベイランスでの審査のポイント
7. 時間的な要求
8. 要求事項についての変更

ISO17020は、「検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」であり、構成は以下の通りである。

1. 適用範囲
2. 定義
3. 管理上の要求事項
4. 独立性、公平性および完全性
5. 機密保持
6. 組織および管理
7. 品質システム
8. 要員
9. 施設および設備
10. 検査方法および手順
11. 検査サンプルおよび検査品目の取扱い
12. 記録
13. 検査報告書および検査証明書
14. 下請負契約
15. 苦情および異議申立て
16. 協力

「10. 検査方法および手順」においては、以下のように規定している。

10. 検査方法および手順
10. 1 検査機関は、適合性を確定するための基準となる要求事項の中で規定された検査の方法および手順を使用しなければならない。
10. 2 検査機関は、指示書がないと検査プロセスが危うくなる場合、検査計画、標準的サンプリングおよび検査手法に関する適切な指示書を維持し、使用しなければならない。適用可能な場合、これは統計的に妥当なサンプリング手順ならびに結果の正確な処理および解釈を確保するために、統計的手法に関する十分な知識を必要とする。
10. 3 検査機関が、標準化されていない検査の方法または手順を使用しなければならない場合は、そのような方法と手順は適切なものでなければならない。また、完全に文書化していなければならない。
10. 4 検査機関の業務に関係するすべての指示書、規格または手順書、ワークシート、チェックリストおよび参照データは、最新の状態に維持し、職員がいつでも利用できなければならない。

10. 5 検査機関は、次の事項を確保するための契約または h 業務発注書の管理システムを持っていないなければならない。
- A) 請け負う業務が機関の専門範囲内にあり、組織が要求事項を満たすために十分な経営資源を持つ。
 - B) 必要な業務を行う職員に対してあいまいでない指示を出すことができるように、検査機関のサービスを必要とする者の要求事項を十分に明確化し、特別な条件を理解する。
 - C) 請け負った業務を、定期的な見直しおよび是正措置によって管理する。
 - D) 完了した業務を、要求事項の充足を確認するために見直す。
10. 6 検査の過程で得られた観察事項および/またはデータは、関係情報の紛失を防止するために遅滞なく記録しなければならない。
10. 7 すべての計算およびデータ伝送は、適切なチェックを行わなければならない。
10. 8 検査機関は、検査を安全に行うための指示書を持っていないなければならない。

「13. 検査報告書および検査証明書」においては、以下のように規定している。

13. 検査報告書および検査証明書
13. 1 検査機関によって実施された業務は、検索可能な検査報告書および/または検査証明書に包含しなければならない。
13. 2 検査報告書および/または検査証明書は、すべての調査結果およびこれらの結果から行われた適合性の確立ならびにこれらを理解し解釈するために必要なすべての情報を含まなければならない。これらのすべての情報は、正しく、精確に、かつ、明瞭に報告しなければならない。検査報告書または検査証明書が下請負契約によって提供された結果を含む場合は、これらの結果を明確に識別しなければならない。
13. 3 検査報告書および検査証明書は、権限を与えられた職員だけが、署名を行うか、または、その他の方法で承認しなければならない。
13. 4 発行後における検査報告書または検査証明書への訂正または追記は、13. の該当要求事項にしたがって記録し、正当性を示さなければならない。